

[別添4] II ファイルの概要(1. 住民基本台帳ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先一覧

※(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条より第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄に「住民票関係情報」が含まれる各項)

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表1の項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医もしくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医もしくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表2の項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって第4条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって第4条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって第55条主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって第78条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって第88条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 110の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 112の項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 118の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 120の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 129の項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 136の項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条に定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条に定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 149の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 150の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条に定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条に定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
地域優良賃貸住宅制度要綱第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条に定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条に定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 164の項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条に定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 165の項	「感染症対策特別推進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「感染症対策特別推進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表 166の項	「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定められた用途	住民票関係情報(世帯番号、続柄等)	10万人以上 100万人未満	「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度

[別添5] II ファイルの概要(1. 住民基本台帳ファイル)－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
財務部 税制課	番号法第9条第1項 別表 24の項	個人住民税及び軽自動車税の賦課に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	1月1日現在の住民基本台帳に記載されている者、及び、住民基本台帳に記載されている軽自動車の保有者	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
財務部 資産税課	番号法第9条第1項 別表 24の項	固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている固定資産の保有者	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
財務部 納税課	番号法第9条第1項 別表 24の項	地方税の収滞納に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている納税者	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法第9条第1項 別表 44の項	国民健康保険に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている国民健康保険の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法第9条第1項 別表 46の項	国民年金に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている国民年金の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法第9条第1項 別表 85の項	後期高齢者医療制度に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている後期高齢者医療の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 保険年金課	番号法第9条第1項 別表 116の項	特別障がい給付金に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている特別障がい給付金の受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 介護保険課	番号法第9条第1項 別表 100の項	介護保険に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている介護保険の被保険者(対象者)とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
福祉部 障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表 9の項	児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給又は障がい福祉サービスの提供に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている児童福祉法による通所給付の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表 20の項	身体障がい者手帳交付に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている身体障がい者手帳交付申請者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表 22の項	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律による精神障がい者保健福祉手帳の申請等の受付に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている精神障がい者保健福祉手帳申請者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表 67の項	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている障がい児福祉手当または特別障がい者手当の請求者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 障がい者支援課	番号法第9条第1項 別表 117の項	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の請求者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 生活援護課	番号法第9条第1項 別表 95の項	中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に支援に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に支援の受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 高齢者支援課	番号法第9条第1項 別表 61の項	老人ホーム入所措置等に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている老人ホーム入所措置申請者または入所者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
福祉部 生活援護課	番号法第9条第1項 別表 23の項	生活保護に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている生活保護申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
子ども青少年部 子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 56の項	児童扶養手当に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている児童扶養手当の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 66の項	特別児童扶養手当の支給に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている特別児童扶養手当の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 子育て給付課	番号法第9条第1項 別表 31の項	児童手当に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている児童手当の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 保育課	番号法第9条第1項 別表 9の項	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている保育所における保育の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
子ども青少年部 保育課	番号法第9条第1項 別表 127の項	子どものための教育・保育給付に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている子どものための教育・保育給付の申請者または受給者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 健康づくり課	番号法第9条第1項 別表 14の項	予防接種(小児)に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている予防接種対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 健康づくり課	番号法第9条第1項 別表 70の項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている母子保健法による母子指導の対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
健康医療部 健康づくり課	番号法第9条第1項 別表 14の項	予防接種(成人)に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 予防接種対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 健康づくり課	番号法第9条第1項 別表 111の項	健康増進事業に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	10万人以上 100万人未満	住民基本台帳に記載されている 健康増進事業として実施される健康 診査等の申請者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 保健予防課	番号法第9条第1項 別表 105の項	感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律による 入院の勧告等に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 感染症の患者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
健康医療部 保健予防課	番号法第9条第1項 別表 22の項	精神保健及び精神障害者福祉法 に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 精神保健福祉相談、精神保健訪 問指導の対象者とその世帯員	庁内連携システム	住民基本台帳ファイル更新の都度
防災安全部 危機管理課	番号法第9条第1項 別表 55の項	被災者台帳に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人以上 10万人未満	住民基本台帳に記載されている 被災者とその世帯員	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	照会を受けたら都度
計画建築部 住宅政策課	番号法第9条第1項 別表 27の項	公営住宅に関する事務	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	1万人未満	住民基本台帳に記載されている 公営住宅に入居申込者または入 居者とその世帯員	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	照会を受けたら都度